

こ 成 母 第 99 号
令 和 5 年 6 月 12 日

こども家庭庁成育局母子保健課長決定

こども家庭分野の研究活動における不正行為への対応等について

こども家庭庁では、研究活動の公平性を確保することの重要性に鑑み、「こども家庭分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を別添のとおり定める。

なお、令和4年度以前に厚生労働科学研究成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構成育疾患克服等総合研究事業等により行われたすべての研究活動については、当該研究事業に係る事務が厚生労働省からこども家庭庁に移管されたことに鑑み、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日）について、「厚生労働省」を「こども家庭庁」に読み替え、準用するものとする。